

建設水道常任委員会会議録

平成14年3月13日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎中西 和夫 ○中川 靖広

浅井 正八 吉川 勝義 小野議長

欠席委員 森河 昌之

2. 理事者出席者

町 長 小城 利重 助 役 芳村 是

収入 役 中野 秀樹 総務部長 植村 哲男

都市建設部長 鍵田 徳光 建設課長 堤 和雄

建設課長補佐 今西 弘至 同課長補佐 九十九敬三

観光産業課長 杉本 正二 同課長補佐 吉村 三郎

都市整備課長 藤本 宗司 同課長補佐 井上 貴至

上下水道部長 辻 善次 上水道課長 御宮知恒夫

下水道課長 田口 好夫 下水道課長補佐 谷口 裕司

3. 会議の書記

議会事務局長 小野 美枝子 同係長 上埜 幸弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長

開会（午前9時00分）

ただ今から、建設水道常任委員会を開会いたします。

森河委員より欠席の報告を受けております。

それでは、始めに町長のあいさつをお受けいたします。

町長

（町長あいさつ）

委員長

まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、浅井委員、吉川委員のお二人を指名いたします。

本日の審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。

はじめに、委員会付託案件から審査することとします。

議案第8号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

なお、本件に関連いたしまして、各課報告事項の（2）斑鳩町奈良県屋外広告物条例施行規則について、並びに（3）斑鳩町違反広告物処理要領についても合わせて説明をお願いいたします。

都市整備

（議案書朗読、要旨により説明）

課長

（資料3、資料4により説明）

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

吉川委員

前回県が許可している斑鳩町内にある広告物ですが把握しておられるかどうか。それから料金等を見ますと県が定められたものをそのまま引き継いだ状態なのですが、各市町村は全部同じ値段だと思っておりますが、これでやっていけるのか検討はされたのか。

また、違反広告物に対する取り締まりとか、パトロール等なのですが、いろいろ経費もかかるとは思いますが、どういう対応をしようかとされているのか。

都市整備課長 1点目の県が許可している件数ですが、53件ということをお聞きしております。数量的には105ということですので。料金的なことにつきましては、今回各市町村全部統一した形での条例改正でございます。この件につきましては各市町村緊密に連絡を取っていかないと、連携的に違反広告物等問題が多くありますので、警察とも連携を保つということをごさいますして、連絡協議会なるものを設置いたしまして打ち合わせを行っていくということをごさいます。その中で料金等についても今後協議していくことになろうかと思っております。

3点目のパトロール等につきましては、今日までも県の補助実行者として張り紙、張り札、立て看板等について除却をいたしまして、その分を一時保管するというごさいます。張り紙等についてはすぐに処分できますが、立て看板については一時保管いたしまして、それで取りに来ない場合は処分させていただいております。今日までと対応としてはそう大きく変わらないという感じを持っております。

吉川委員 パトロール等について町としてはどう考えておられるのか。

それと公衆電話のところなどに張り紙がよく貼ってありますが、会社の中に貼ってある分についても町がしなければいけないのか、町は公共の場所だけが対象になるのか。保管するといってもある程度のスペースがいますと思っておりますが、それはどこで保管しようとしておられるのか。

都市整備課長 1点目のパトロール等につきましては、通勤途上とか通報等をいただく中での対応、そして定期的な巡回をいたしまして張り紙、張り札等除却をするということで指導いたしまして、除却しない場合はこちらの方でやるということになっております。

次に、電話ボックス等のごさいます。電話ボックス、電柱についても管理者はあるわけですが、そうしたこの除却に対します連絡協議会の中に関西電力、NTTも入りまして、協力した体制でやっいていこうということ打ち合わせを行っているところであります。

そして、保管の場所的なものについてですが、立て看板等については現在までは地下の駐車場で保管して、一定期間過ぎた中で役場の方で処分させていただいております。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第8号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例については、当委員会として、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、斑鳩町奈良県屋外広告物条例施行規則について、並びに斑鳩町違反広告物処理要領について、当委員会として了承することとしてよろしいですか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、斑鳩町奈良県屋外広告物条例施行規則について、並びに斑鳩町違反広告物処理要領については、当委員会として了承することにいたします。

次に、議案第11号 斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

上水道課
長 (議案書朗読、要旨により説明)

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第11号 斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については当委員会として、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。
次に、議案第14号 平成13年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

下水道課長 (議案書朗読、補正予算書により説明)

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第14号 平成13年度斑鳩町公

共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、当委員会として、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 平成13年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

上水道課長 （議案書朗読、補正予算書により説明）

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。よって議案第16号 平成13年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）については、当委員会として、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、認定第1号 町道認定についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

建設課長 （議案書朗読、参考資料により説明）

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

吉川委員 この前と同じ質問なのですが、この認定する土地について登記面において問題が起こらないよう完全に済ましておいていただきたい。

建設課長 1番から6番につきましては開発及び位置指定に伴いまして寄付を受けました。この路線については町有地という形になっております。7番につきましては道路新設改良事業として年度内終了しております。これにつきましても地権者のご協力を得まして契約をしております。今現在工事中でありますので工事完了後、路線の供用開始を行っていきたくと考えております。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については、当委員会として原案どおり認定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって認定第1号 町道認定については、当委員会として、満場一致で原案どおり認定すべきものと決しました。
次に、陳情第1号 中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融アセスメント法」の制定を求める決議を要望する陳情書についてを議題といたします。事務局長より本陳情書を朗読していただきます。

事務局長 (陳情書朗読)

委員長 本件について、委員より何か意見質疑があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については、当委員会として採択することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって陳情第1号 中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融アセスメント法」の制定を求める決議を要望する陳情書については、当委員会として、満場一致で採択すべきものと決しました。

なお、本陳情書の趣旨は、意見書を決議し、国会や国の関係機関に働きかけていただきたいということでありますので、ここで休憩を取りまして、意見書のとりまとめをさせていただきたいと思います。

暫時休憩いたします。(午前9時45分)

委員長

再開いたします。(午前10時00分)

意見書案につきまして、休憩中に委員皆さんより意見を取りまとめさせていただきましたので、皆さんにお配りいたします。

(意見書案配布)

ただ今お手元にお配りさせていただきました「中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融アセスメント法」の早期制定を求める意見書(案)」について、事務局長より朗読をしていただきます。

事務局長

(意見書案朗読)

委員長

それでは、この意見書案の内容をもって、建設水道常任委員会全委員の発議によって本会議に諮らせていただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、「中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融アセスメント法」の制定を求める意見書」については、議員発議により、本会議最終日に提出することといたします。議

長におかれましては、お取り計らいよろしくお願いいたします。

続きまして、継続審査について審査することと致します。

公共下水道事業に関することについてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

下水道課
長

継続審査であります公共下水道事業に関する事について、まず、流域下水道事業の2月末時点の進捗状況であります。竜田川幹線管渠第3号工事「稲葉車瀬の発進基地から割烹松岡まで」は、竣工検査が終わっています。なお、2次覆工である竜田川幹線管渠第3号の2の工事は、2月28日に入札が行われ竹中土木・清川組・JVにより平成14年12月25日迄の工期で施工される事になっています。

次に竜田川幹線管渠第2号工事、「西安堵から割烹まつおかまで」は、工事が終わり3月20日に竣工検査が行われると聞いております。なお、竜田川幹線管渠第2号の2の工事は、平成15年3月20日迄の工期で工事が進められています。

また、中継ポンプ場築造工事については、鉄筋コンクリート造りの基礎工事が終わり、躯体工事に着手され、約50%の進捗率となっています。

次に公共下水道の進捗状況についてであります。服部2丁目池内の工事番号公共4号と、同じく公共5号、国道を横断する公共6号及び、県道の歩道に埋設する公共7号の4つの工事は、いずれも3月15日竣工期日であり、現在ほとんど完了しているところであります。なお、割烹松岡前の流域下水道への接続の公共8号は、(株)中谷組により準備工が進められています。

次に、下水道関係の条例制定の事務的スケジュールについて、資料1であります。現時点では、平成17年4月には下水道の供用開始ができると、予測しておりますことから、下水道関係条例制定のスケジュールを作成いたしました。事務的にスムーズに進められるとしてのスケジュールであります。平成14年6月の委員会に、下水道使用料・加入負担金・助成金・融資斡旋制度について、町の基本的考え方について

ご説明さして頂き、委員皆様方のご意見を賜り、頂いたご意見を基に12月には素案をお示しし、ご審議頂いた上、平成15年 3月議会に議案として提出し、議決を賜りたいと考えています。

次に、平成15年度には、供用開始の区域を検討し、広報で下水道の供用開始の区域案として掲示すると共に該当自治会に対し、受益者負担金を含め下水道接続の手続き及び下水道使用料について、説明会を開催したいと考えております。

又、これと平行して、料金徴収に伴なう協議を上水道課と金融機関との調整を進め、供用開始に備えたいと考えています。指定工事店の登録受付については、毎年2月に実施したいと考えており初年度は平成16年となり、供用開始の平成17年4月に向けた事務を進めたいと考えています。

次に、資料2の 条例等の重点概要と致しましては、下水道条例では、下水道使用料・住民が接続する手続きとしての使用開始等の届け出と、接続の構造の基準及び、指定工事店などがあります。加入負担金、いわゆる受益者負担金条例であります。受益者は、所有者などとし、加入負担額等を定めることとしています。

次に、水洗便所設備費助成に関する条例につきましては、助成の対象額及び交付申請手続きなどを定めることとしています。排水設備指定工事店等に関する規則につきましては、指定工時店の指定及びその申請手続き・指定手数料などを定めることとしています。水洗便所改造資金融資斡旋及び、利子補給に関する規則につきましては、融資斡旋対象工事・対象者・条件とその手続き及び利子補給について定めることとしています。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

吉川委員 まずスケジュールの中で、3月議会で議決して告示されるわけですが、仮に今年ですと最終日が25日ですね。それで4月1日告示は間にあうのかどうか。

それと、指定工事店の受付、それから登録されるのは16年の2月からですが、4月から供用開始されるのに接続の工事をやらないといけない。指定業者は何件位を予定されているのか。町の今考えている中では、実際に4月から供用開始して1月どれくらいの工事が出きるのか。

下水道課長 下水道条例の関係の議決関係ですが、3月議会に定められたとして、4月1日施行という形を取っております。ただ供用開始年度としては17年4月ですので、今ここでお示ししている関係条例の制定というのは15年の3月ということで、15年度16年度という準備期間的な考え方をさせていただいております。

指定工事店の関係ですが、16年の2月に受付させていただくわけですが、15年と16年の2年間、供用開始前はそういう形にしておりますので、事務的なものとしてはできえると考えておりました、供用開始後にいろんな手続きの関係というのを考えておりますので、対応していけると考えております。

上下水道部長 指定工事店の関係ですが、これは県内業者で排水工事の資格を持っている者ということで、斑鳩町で技術者については20名以上は資格を持っておられると思います。公認については県内業者が対象となります。登録が16年ということで町としては出来るだけ多く登録して、スムーズに供用開始が出きるようにさせていただきたいと思っております。

1カ月どれくらいの工事が出るのかということでございますが、くみ取りの工事をするについては約1週間程度かかるであろうと、それと合併処理されているところは即できるのではないかと、単独の浄化槽については排水経路を変えていく必要はありますが、それほど時間はかからないだろうということです。1カ月何件できるかということについては、指定工事店が何件になるかということによって変わってくると思いますが、できるだけ早く出きるようにしていきたいと思っ

ております。

吉川委員 今からはっきりとは分からないと思いますが、17年の供用開始できるだけ早く工事をやってもらい、スムーズに行くようお願いしておきます。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
本件については説明を受け、一定の審査をしたということで終わります。

次に、町営住宅建設についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

建設課長 先の委員会で一定の計画を説明させていただきましたが、ご指摘いただきました集会所の位置及び駐車場の幅等について検討いたしました結果、本日配布しております資料2に基づきましてご説明申し上げます。

まず集会所につきましては、施設の入り口北側に配置いたしました。次に駐車場については、南側の13台については2m40の確保が最大であります。また北側の8台については幅の確保が難しく、以前の資料と同じく2m30であります。今後建設する中で、配置の位置確認をいたしまして、可能な限りその幅の確保を行ってまいりたいと考えております。

次のページであります、立面図であります。(資料2により説明)

次に三代川自治会の説明会についてであります、3月9日土曜日9時半から地元のご協力を得まして実施いたしました。その主な内容についてであります、住民の参加者は15名でありました。現地での配置計画の説明を行いまして、この後いかるがホールにおきまして計画内容及び以前からの要望をいただいておりますそれぞれの説明をいたしました。一定の説明をする中で、高さの関係、また住居棟の位置の関係、水路の排水の関係、柵等についてのご質問を受けましたが、

一定の回答をいたしましてご理解をいただいたところであります。
今後につきましては、事務的手続きを行い、工事着手の前に工程的なものについてご説明することとなっておりますが、今後住民対応につきましては、万全を期し対応することと合わせまして、事業の着手に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上が、住宅建設についての配置計画の変更と地元説明会に対する報告とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

浅井委員 駐輪場からこの階段へ来る間は1 m 3 0 だけですか。

建設課長 建物内に入る関係については、1 m 3 0 の分と階段の横にスロープがついています。場所については砂場の下に位置付けさせていただいております。車での関係につきましては、駐車場の東側にスロープ、玄関という位置づけをしております。それと東の方に階段がございます。これについても前の北側からスロープという位置づけで階段を利用して、それから廊下に入ってください関係になっています。

吉川委員 今回の説明で2 m 3 0 の幅を建設の中で考えたいということなのですが、考える余地はあるのですか。

建設課長 図面上で配置をしますとどうしても取れないということがございます。ただ現地でこういう建家の配置計画を実施段階でしていく中で、余裕が出来ましたら、取れる範囲については取っていきたいと考えております。

吉川委員 もう10センチずつ2 m 4 0 やったら、80センチくらいは建物を東によれないのか。それと2 m 3 0 に入れるものと揉めないようにと、その辺の町の考えがあったら聞かせてください。

建設課長 建物を東によるということですが、東につきましても建家の右の方になります。境界線から50センチという幅がございますので、これ以上東に寄せるということは難しい。それと併せまして、建家本体の中の関係ですが、これについても設計者と相談の上で協議してきた中で、特に高齢者、身体障害者等の入居もございまして、それをするとすれば施設の内容については難しいということがございます。また入居者の関係につきましても、対象となる入居者の方もおられますので、そういったことも含めて対象者をご相談していきたいと考えております。

吉川委員 それから、浄化槽の関係ですが、これは合併浄化槽ですね。ここは17年供用開始にならなくても、どっちみち下水道を入れなくてはならない。その排管をいらわないでもすぐにつなげられるような方向でお願いしたい。それと、普通の浄化槽の家では雑排水は入っていませんね、合併浄化槽は問題ないと思うが、そのへん溝に流れないように考えていただきたいことをお願いしておきます。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
本件については説明を受け、一定の審査をしたということで終わります。
続いて、各課所管に関することについて報告を受けてまいります。
初めに、(1)議案第12号 平成13年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)についてのうち、当委員会所管に属するものについて、説明を求めます。

観光産業課長 (観光産業課所管に係る補正予算の説明)

建設課長 (建設課所管に係る補正予算の説明)

都市整備 課長	(都市整備課所管に係る補正予算の説明)
下水道課 長	(下水道課所管に係る補正予算の説明)
委員長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (質疑なし)
委員長	これをもって質疑を終結いたします。 議案第12号 平成13年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)についてのうち、当委員会所管に属するものについては、当委員会として了承することとしてよろしいですか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認めます。よって、本件については当委員会としてこれを了承することといたします。 次に、(4)斑鳩町有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領について報告を求めます。
観光産業 課長	(資料5により説明)
委員長	報告のあったことについて、質疑をお受けいたします。
吉川委員	コサギとドバトはどういうものか。分かったらまた教えてください。

委員長 次に、（５）第１浄水場の整備についての報告を求めます。

上水道課 第１浄水場整備工事の進捗ですが、現在８パーセントであります。
長 現在生物接触ろ過池におきましては、基礎工事分が完了し、付帯工事に着手し、平板工事につきましては鉄筋型枠の組立が完了し、第１回目のコンクリートの打設を行い。引き続き付帯本体工事に取りかかっているところです。また、活性炭ろ過池につきましては、基礎工事、会舎工事が完了し、低盤工事の鉄筋型枠組立を行っているところであります。

委員長 報告のあったことについて、質疑をお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 次に、大和川浸水想定区域図について報告を求めます。

建設課長 大和川の浸水の想定区域についてでございますが、３月８日に大和川工事事務所におきまして説明会があり、担当の職員が説明を受けてきたものです。その内容についてでございますが、水災による被害の軽減を図るため浸水想定区域における円滑かつ迅速な非難の確保を図るための措置を講ずること等を目的として、国において水防法の一部が改正なされ、昨年７月３日に施行されております。このことによりまして、国土交通省近畿地方整備局が大和川水系に係る浸水想定区域を定められたことにより、公表が行われます。この想定区域は大阪府、奈良県にまたがり、奈良県においては当町を含む２市８町であります。今後のスケジュールといたしましては、近畿地方整備局が３月１３日に記者発表され、公表につきましては３月１５日から各市町村で閲覧ができることとなっております。以上のことから区域図の資料につきましては１５日に議会事務局の各議員さんの郵便配布ケースの中に配布させていただく予定でございます。

(質疑なし)

委員長 以上、これら各課所管に関する件についても、報告を受け、了承をしたということで終わっておきます。

次に、その他について各委員から何か意見質疑等があればお受けいたします。

中川委員 長田住宅から何件か引っ越しされているみたいですが、長田と追手で今何件くらい空き家があるか教えていただけますか。

町 長 その前に町営住宅の関係等について、ひとり暮らしの西野さんという方がお亡くなりになられたということがございまして、早速担当等が行きまして、ひとり暮らしですから、その方のお姉さんに来ていただいて、荷物等の関係等お引き取り願うということでしたが、引き取れないということで町で処理してくれということでした。その費用は当然払っていただいております。

建設課長 今年に入りまして、空きの戸数が出ております。今手元に資料がありませんが、記憶では4戸だったと思います。これにつきましては町長から報告がありましたように、その方の関係もありますし、現在その片付け作業に入らせていただいているということがありますので、そういったことも含めまして早い時期に募集したいと考えております。

中川委員 募集はいつ頃される予定で進めていただいておりますか。

町 長 担当と打ち合わせする中では、4月若しくは5月中旬くらいにしていきたいと思っている。

浅井委員　　うちの所でマンションされているところですが、吉忠から大型がどんどん入ってきています。今日も鉄筋を積んだ大型トレーラーがあそこを回るのに時間がかかるし、ちょうど子どもの通学の終わった後ぐらいだと思いますが、どの車もみんな許可を取るのですか。工事業者が大型が通るということで、届けでしたらそれで工事関係車は大型でもどんどん入れるのか、1台ずつ許可を取るのか、教えていただけますか。

都市整備課長　　開発指導の中でお答えさせていただきたいと思いますが、車に対する許可であると思いますので、業者ではないと思います。だから車1台ずつ許可を取ることになります。

浅井委員　　車があそこへ資材を運んでくるのに、いちいち西和へ許可を取っているかと、あの辺で車が大分停滞します。その点事故があったらいけないので気をつけてもらえるようにいっていただきたいと思います。

吉川委員　　この委員会も13年度で最後だと思うのですが、道路整備5か年計画の進捗状況についてどう判断しておられるのか。予定どおり進んでいると把握しておられるのか。

建設課長　　道路整備5か年計画の本年度の進捗でございますが、これにつきましては11月の委員会で一定のご報告もさせていただいたように考えていますが、一応今年度計画しております1路線についてはなかなか用地交渉等が行われなかったということで、次年度に繰り越しをお願いしたいという経過がございます。ただその他路線については、一定の工事が進捗しておりますし、この3月末には工事発注している分については完了いたしますし、この工事箇所についても当初予定している工事の関連につきまして進捗しているということでございます。

吉川委員　　遅れているものはいつまでも遅れているという状態がありますの

で、地権者に誠意を持ってあたってもらって、計画通り進められるよう努力していただきたいと要望しておきます。

委員長 その他についてもこれをもって終了いたします。

 なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査案件申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとしてこのように決定することにご異議ございませんか。

 (異議なし)

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては継続審査の手続きをとっていただけるようお取りはからいをお願いいたします。

 以上、本日の案件については、すべて終了いたしました。

 なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいが、ご異議ございませんか。

 (異議なし)

委員長 ありがとうございます。

 それでは、閉会にあたり町長のあいさつをお受けいたします。

町 長 (町長あいさつ)

委員長 これをもって建設水道常任委員会を閉会いたします。

 (午前11時00分)